

静岡県立三島北高等学校における いじめの防止等のための対策に関する基本方針

I はじめに

社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。これに基づき、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」を、県は「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、それらを参酌した上で、本校でも「静岡県立三島北高等学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本方針」を策定し、いじめの防止等に対し、学校が果たすべき役割を定めた。

このたび、国が平成29年3月に「いじめの防止のための基本的な方針」を、県が平成30年3月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定したことを受け、本校でも本基本方針を改定することとした。

本方針は本校ホームページで公表するとともに、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜見直しを行う。

II いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

○いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされる。一つ一つの行為がいじめにあたるかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。

○いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

○けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもある。苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかつたりすることもあることから、いじめであるかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、その生徒や周りの状況等をしっかり確認することも重要である。

2 いじめの理解

○いじめはどの生徒にも、どこでも起こりえるものであり、「暴力を伴わないいじめ」であっても生命又は心身に重大な危険を生じさせる場合がある。

○いじめの関係者が所属する集団全体の雰囲気や、周囲ではやし立て喜んで見ている「観衆」、見て見ぬふりをしている「傍観者」の存在がいじめを助長することに留意する必要がある。

3 基本的な考え方

○いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。

○いじめは、どの生徒にもどこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

○いじめが重篤になるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのためには早期発見が重要であり、さらに言えば未然に防止することが最も重要である。

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止のためには、生徒の自己有用感^{*}を基盤に、規範意識や互いを尊重しようとする感覚（人権感覚）を育てることが重要である。そのためには生徒との信頼関係づくり、生徒同士の望ましい人間関係づくり、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。

※ 自己有用感…単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性のこと。他者から認められていると感じた子供は、相手を貶めて自分の存在を相対的に高める必要がないため、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減る。さらに相手のことも認めることができるようになる。

(2) 早期発見

生徒のわずかな変化を見逃さず、様々な手段で積極的にいじめを見つけていく姿勢が重要である。また、いじめを訴えやすい機会をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。

(3) いじめに対する措置

いじめが発見されたり、通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者との連携の下、速やかに組織的に対応する。対応に当たっては、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然として態度で指導する。その際、場合によっては関係機関・専門機関との連携を図る。

Ⅲ 静岡県立三島北高等学校におけるいじめ防止等のための対策

1 本校の特徴

- ・本校は生徒数が比較的多く、通学範囲は静岡県東部全域にわたっている点から、新年度、特に新入生の人間関係づくりが重要である。
- ・本校では校訓「自律」のもと、学校生活の上で生徒の主体的な取組を重視しており、この考え方はいじめの防止等の取組においても生かすべきである。

2 組織の設置

- ・いじめの防止等については全教職員を挙げて対応するが、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、その中核となる常設組織として校内に「いじめ問題対策委員会」（以下、「委員会」）を設置する。
- ・委員会の構成員は教頭、生徒課職員とし、必要に応じて教務主任、学年主任、教育相談室担当、養護教諭、HR担任、部活動顧問等関係の深い教職員や、スクールカウンセラー等の外部専門家が参加する。
- ・委員は定期的な打ち合わせによって、いじめに関する情報の収集、記録・共有や対策事業の企画・運営を行うほか、いじめやいじめが疑われる行為が発見された場合、その対応に当たる。加えて実施事業の進捗状況の確認と検証を随時実施する。

3 いじめの未然防止

(1) 教職員と生徒の信頼関係づくり

- ・生徒理解を基盤に、生徒に積極的にかかわり、その生徒の良さや可能性を認める姿勢を持つとともに、どの生徒にも公平に接する。
- ・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 生徒同士の望ましい人間関係づくり

- ・授業、HR活動、学校行事、部活動を通じて共感的で自他理解を深める機会を設け、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。特に年度当初に実施されるHR活動や紫苑祭は、新たな人間関係づくりに資するものとなるよう配慮する。
- ・ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンター、アサーショントレーニングなどコミュニケーションや人間関係づくりのノウハウを身に付けるプログラムを積極的に活用する。

(3) わかる授業の推進

- ・すべての生徒が授業に参加し、授業場面で活躍できるため、公開授業・授業評価等を通じ、授業改善を図る。

(4) 道徳教育等の推進

- ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う

人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

(5) 生徒の自主的活動の場の設定

- ・HR活動や生徒会活動などの場面で、生徒が自主的にいじめについて考え議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

(6) 保護者との連携

- ・P T Aの会議や保護者あて通知等により、保護者のいじめに対する理解を促すとともに、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談することを、相談窓口とともに周知する。

(7) 教職員研修

- ・全教員を対象に、いじめやその防止、発達障害等に対する理解を深めるための講習等を実施する。
- ・教職員向け掲示板等を通じ、適宜、いじめの防止等に係る情報等を提供する。

(8) 情報モラル教育の推進

- ・SNS等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝え、SNS等を含め、インターネットを利用する際のマナーや被害にあった場合の対処法を指導する。その際、保護者との連携に配慮する。

(9) 学校評価による取組の改善

- ・本基本方針における各対策に係り、取組達成目標を毎年設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

4 いじめの早期発見

(1) 生徒の実態把握

- ・担任、副担任、授業担当教員、部活動顧問、教育相談室、養護教諭等が生徒に対する日常的な観察を基盤に、家庭学習調査や個別面談、保護者との連携により、生徒のささいな変化について情報を共有し、いじめの早期発見に努める。
- ・全生徒を対象とするアンケート調査を定期的実施する。

(2) 相談体制の整備

- ・生徒や保護者は、担任、副担任、学年主任、教育相談室、スクールカウンセラー、管理職等、多様な窓口にいじめについて気軽に相談できることを周知する。

5 いじめに対する措置

(1) 事実確認

ア 生徒からいじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、まず委員会に報告する。いじめとして対応すべきか否かの判断は委員会が行う。

イ 委員会は関係者から聞き取りによる事実確認を行う（決して個人では行わない）。その際、保護者と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立

場を守ることに十分配慮する。

(2) 関係者への指導・支援

ア いじめが確認された場合はすぐにやめさせ、再発防止のため、委員会を中心に、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の協力を得て、具体的な対応方針や指導計画案を作成し、校長の承認を得る。

イ いじめが確認された場合には、静岡県教育委員会（以下「県教委」）に報告する。

ウ いじめを受けた生徒に対しては、信頼できる人（親しい友人や教員、保護者等）と連携し、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、生徒の意向をくみながら、心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担して行う。

エ いじめを行った生徒に対しては、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行うなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。その上で、いじめはいかなる事情があっても決して許されるものではないことを伝え、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。

オ 周囲の生徒に対しては、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

カ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の保護者にはすぐに事実を伝え、指導方針と具体的策を提示して再発防止への協力を要請する。

キ 問題の解決後も保護者と連携しながら経過観察を行い、必要に応じて委員会を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。また次の学年への引継ぎにも配慮する。

(3) 関係機関との連携

- ・いじめに対する指導・援助には専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超えることがあることから、警察署等の関係機関の機能や役割をよく理解し、日ごろから積極的な情報交換を行う。

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

(4) ネットいじめ

SNS等への誹謗・中傷の書き込みについては、前述の対応に加え、以下のような配慮が必要である。

ア 被害の拡大を防ぐために書き込み削除を迅速に行う。

イ 書き込みを行った生徒に対しては、SNS等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは犯罪行為であることを伝え、SNS等を含め、インターネットを利用する際のマナーがあることを再確認する。その上で、保護者と今後の利用について話し合わせ、そ

の結果を確認する。

6 重大事態への対処

重大事件が起こった場合は、管理職の指揮・統制のもと、全職員が分担して以下のことに迅速・的確に対応する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合を言う。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金銭を奪い取られた場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき、或いは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 県教委等への報告

重大事態が発生した場合には、速やかに県教委に報告するとともに躊躇なく関連機関へ支援を求める。（「臨床心理士派遣要請」「C R T派遣要請」等を念頭に置く）。

また、県教委の判断のもと、その旨を知事に報告する。

(3) 調査

県教委の判断のもと、その指導・支援を受けて公平性・中立性を担保できる専門家を加えた調査組織を速やかに設置する。その上で、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急がないよう心掛ける。

(4) 被害生徒・保護者への情報提供

県教委の指導・支援のもと、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を適切に提供する。

(5) 他の生徒・保護者への対応

正確な情報を迅速・確実に伝え、二次被害を防止する。

(6) 報道対応

原則として管理職を窓口とし、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。